

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第五十九条まで（現行のとおり）</p> <p>〔石綿飛散防止方法等計画届等〕</p> <p>第六十条第一項から第三項まで（現行のとおり）</p> <p>4 条例第二百二十四条第一項の規定による届出は、別記第三十五号様式による石綿飛散防止方法等計画届出書によらなければならない。</p> <p>第六十一条から第八十二条まで（現行のとおり）</p> <p>（受理書）</p> <p>第八十三条 知事は、条例第八十一条第二項（条例第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、第八十九条及び第九十条に規定する申請又は届出がその事務所に到達したときは、別記第三十九号様式による受理書を当該申請又は届出をした者に交付するものとする。</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第五十九条まで（略）</p> <p>〔石綿含有建築物解体等工事施工計画届等〕</p> <p>第六十条第一項から第三項まで（略）</p> <p>4 条例第二百二十四条第一項の規定による届出は、別記第三十五号様式による石綿含有建築物解体等工事施工計画届出書によらなければならない。</p> <p>5 条例第二百二十四条第三項の規定による届出は、別記第三十五号様式の二による石綿飛散防止方法等計画届出書によらなければならない。</p> <p>第六十一条から第八十二条まで（略）</p> <p>（受理書）</p> <p>第八十三条 知事は、条例第八十一条第二項（条例第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、第八十九条、第九十条、第二百二十四条第一項又は同条第三項に規定する申請又は届出がその事務所に到達したときは、別記第三十九号様式による受理書を当該申請又は届出をした者に交付するものとする。</p>

別表第一から別表第十二まで (現行のとおり)

別表第十三 石綿の飛散の状況の監視方法 (第五十九条関係)

工事の区分	監視の方法
一 石綿含有建築物解体等工事に該当するもの(除去、封じ込め又は囲い込みの作業の箇所が局所であつて、知事が認める石綿の飛散防止方法によるものを除く。)	工事の開始前、石綿の除去、封じ込め又は囲い込みの作業の施工中及び工事終了後において、付表に定めるところによりそれぞれ一回以上(当該作業の施工の期間が六日を超える場合、当該期間の六日ごとに一回以上、二区画以上の区画にわたつて行われる場合、区画ごとに一回以上)大気中における石綿の濃度を測定する方法
二 一以外のもの	解体又は改修工事の現場内において目視によつて粉じんの飛散の状況を監視する方法

別表第一から別表第十二まで (略)

別表第十三 石綿の飛散の状況の監視方法 (第五十九条関係)

工事の区分	監視の方法
建築物その他の施設の建設の工事	建設工事の現場内において目視によつて粉じんの飛散の状況を監視する方法
一 石綿含有建築物解体等工事に該当するもの(除去、封じ込め又は囲い込みの作業の箇所が局所であつて、知事が認める石綿の飛散防止方法によるものを除く。)	工事の開始前、石綿の除去、封じ込め又は囲い込みの作業の施工中及び工事終了後において、付表に定めるところによりそれぞれ一回以上(当該作業の施工の期間が六日を超える場合、当該期間の六日ごとに一回以上、二区画以上の区画にわたつて行われる場合、区画ごとに一回以上)大気中における石綿の濃度を測定する方法
二 一以外のもの	解体又は改修工事の現場内において目視によつて粉じんの飛散の状況を監視する方法

付表

測定位置	測定方法
工場の場所の敷地の境界線のうち、集じん・排気装置の排出口に最も近い場所を含む建築物その他の施設の周辺四方向の場所	大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号）第十六条の二及び第十六条の三第一号の規定に基づき、環境大臣が定める石綿に係る濃度の測定法の例による。

別表第十四から別表第二十まで（現行のとおり）

別記第一号様式から第三十四号様式まで（現行のとおり）

付表

測定位置	測定方法
工場の場所の敷地の境界線のうち、換気装置の排出口に最も近い場所を含む建築物その他の施設の周辺四方向の場所	大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号）第十六条の二及び第十六条の三第一号の規定に基づき、環境大臣が定める石綿に係る濃度の測定法の例による。

別表第十四から別表第二十まで（略）

別記第一号様式から第三十四号様式まで（略）

第35号様式（第60条関係）

石綿飛散防止方法等計画届出書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名 ㊟

〔法人にあつては名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第124条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の名称		
石綿の飛散防止方法	作業場の隔離方法	
	作業場の集じん・排気装置の能力等	集じん効率 % 作業場の負圧確保に必要な排気風量の計算根拠 作業場の容量 $m^2 \times \text{高さ} = m^3$ 必要な排気風量 $m^3 \div 15 \text{分} = m^3/\text{分}$ 排気能力 $m^3/\text{分} \times \text{台} = m^3/\text{分}$
	集じん・排気装置等の維持管理	作業場の隔離状態の維持 集じん・排気装置の性能確保のための維持管理
	隔離用シートの撤去	
排水の処理		
石綿濃度の測定		
粉じんの飛散防止方法		

備考 1 特定工事の名称欄には、大気汚染防止法施行規則に規定する様式第3の4に記載する特定工事の名称を転記すること。
2 この様式各欄に記入しきれない場合は、別紙に記入し添付すること。
3 標準作業工程図（吹き付け石綿及び石綿保温材の除去等の作業の流れが分かるもの）及び工程表を添付すること。

（日本工業規格A列4番）

第35号様式（第60条関係）

石綿含有建築物解体等工事施工計画届出書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名 ㊟

〔法人にあつては名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第124条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

工事の名称		
工事の場所（所在地）		
工事の種類	解体工事	改修工事
工事の開始予定年月日	年 月 日	
工事の終了予定年月日	年 月 日	
建築主の氏名・住所 （法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）		
工作物の概要	敷地面積 m^2	築造面積 m^2
	構造・階数 主たる用途	
石綿の使用状況	吹き付け石綿の使用面積 m^2 石綿保温材の使用面積 m^2 使用部位については別図（ ）のとおりに	
石綿の処理方法	除去	封じ込め 囲い込み

（日本工業規格A列4番）

別紙

石綿の飛散防止方法	施工区画の隔離方法	詳細は別紙（ ）のとおり
	施工区画の換気装置の設置	施工区画の負圧確保に必要な換気風量の計算根拠 施工区画の容積 m^3 × 高さ m = m^3 必要な換気風量 $m^3 ÷ 15 \text{分} = m^3 / \text{分}$ 換気装置の換気能力 $m^3 / \text{分} × \text{台} = m^3 / \text{分}$ 設置場所の詳細は別図（ ）のとおり
	集じん装置の種類・型式・集じん効率	詳細は別紙（ ）のとおり
	施工区画の隔離状態の維持	
	換気装置等の維持管理	換気装置の性能確保のための維持管理
粉じんの飛散防止方法	隔離シートの撤去	詳細は別紙（ ）のとおり
排水の処理		
石綿濃度の測定		別紙（ ）のとおり

備考 この届出各欄に定めるもののほか、付近見取図（当該工事場所の半径 50m 以内の建築物の用途・配置が分かるもの）、建築物等の配置図（同一敷地内のすべての建築物その他の主要な構築物の配置状況が分かるもの）、標準作業工程図（吹き付け石綿及び石綿保温材の除去等の作業の流れがわかるもの）及び工程表を添付すること。

（日本工業規格A列4番）

第35号様式の2 (第60条関係)

石綿飛散防止方法等計画届出書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名 ㊟
〔法人にあっては名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第124条第3項の規定により、
次のとおり届け出ます。

特定工事の名称		
石 綿 の 飛 散 防 止 方 法	施工区画の隔離 方法	詳細は別紙 () のとおり
	施工区画の換気・集じん 装置の設置	施工区画の負圧確保に必要な換気風量の計算根拠 施工区画の容積 $m^3 \times \text{高さ} = m^3$ 必要な換気風量 $m^3 \div 15 \text{分} = m^3/\text{分}$ 換気装置の換気能力 $m^3/\text{分} \times \text{台} = m^3/\text{分}$ 設置場所等の詳細は別図 () のとおり
	集じん装置 の種類・型 式・集じん 効率	詳細は別紙 () のとおり
	換気装置 等の維持 管理	施工区画の 隔離状態の 維持 換気装置の 性能確保の ための維持 管理
	隔離シートの撤去	詳細は別紙 () のとおり

備考 特定工事の名称欄には、大気汚染防止法施行規則に規定する様式第3の4に
記載する特定工事の名称を転記すること。

(日本工業規格A列4番)

第三十六号様式から第三十八号様式まで
(現行のとおり)

第三十六号様式から第三十八号様式まで
(略)

別紙

粉じんの飛散防止方法	
排水の処理	
石綿濃度の測定	別紙()のとおり

備考 この届出各欄に定めるもののほか、標準作業工程図（吹き付け石綿及び石綿保温材の除去等の作業の流れがわかるもの）及び工程表を添付すること。

(日本工業規格A列4番)

第39号様式(第83条関係)

受 理 書	
	第 号 年 月 日
申 請 者 届 出	
殿	
	東京都知事 印
年 月 日	次の申請書 届出書 を受理しました。
工場設置認可申請書 指定作業場設置届出書	工場変更認可申請書 指定作業場変更届出書

(日本工業規格A列4番)

第39号様式(第83条関係)

受 理 書	
	第 号 年 月 日
申 請 者 届 出	
殿	
	東京都知事 印
年 月 日	次の申請書 届出書 を受理しました。
工場設置認可申請書 指定作業場設置届出書	工場変更認可申請書 指定作業場変更届出書
<u>石綿含有建築物解体等工事施工計画届出書</u>	
<u>石綿飛散防止方法等計画届出書</u>	

(日本工業規格A列4番)